

平成22年7月6日

会 員 各 位

社団法人 日本病院薬剤師会

精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請について（Q&A）

平素より当会の運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請」に関するQ&Aを作成いたしました。

これから認定申請を予定されている方は参考にして下さい。

精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請に関するQ&A

(問1)

認定申請資格(2)にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」というのは、薬剤師免許登録後5年間以上の期日が経過していればよいのでしょうか。

(答)

「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」とは、医療機関等で実際に薬剤師職員として5年以上従事していることを指します。そのため、薬剤師免許登録後の学生、大学・企業等で研究開発等に従事した期間は対象外となります。

(問2)

認定申請資格(2)にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、別に定める学会のいずれかの会員であること。」において、会員歴が認定審査で問われることはあるのでしょうか。

(答)

会員歴は認定審査で問われることはありません。申請時に、認定申請資格に記載のある団体に入会していることが認定申請の条件となります。

(問3)

認定申請資格(3)にある「薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師」とは、具体的にどの認定制度を指すのでしょうか。

(答)

現在、「生涯研修認定制度による認定薬剤師」とは薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定制度のうち、認証番号が「G」から始まる認定制度による認定薬剤師を指します。詳細は薬剤師認定制度認証機構のホームページをご覧ください。

(問4)

現在、日本薬剤師研修センター認定薬剤師の認定申請中です。近々、認定される見込みですが、この場合でも精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師でなければなりません。したがって、「近々、認定される見込み」という場合は、精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。認定申請資格(3)にあるすべての認定薬剤師が同様の取扱いとなります。

(問5)

日本病院薬剤師会生涯研修の認定証を平成14年～平成16年までの3年間および平成18年～平成20年まで3年間ずつ合計6年間にわたり、単年度の生涯研修認定を受けております。通算すると6年間の認定を受けている状況ですが、平成17年度は、業務が多忙だったため、生涯研修の単年度認定の申請を行うことができませんでした。この場合でも、精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

日本病院薬剤師会の生涯研修履修認定薬剤師とは、生涯研修認定制度に定める所定単位を5年間連続して取得された方に認定が与えられるものであり、通算で5年以上あっても連続して取得していなければ履修認定に該当しません。したがって、精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。

また、生涯研修履修認定の有効期限は5年間です。有効期限内に精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

(問6)

認定申請資格(4)にある「申請時において、精神科を標榜する病院または診療所に引き続いて5年以上勤務し、精神科薬物療法に直接従事していること」という要件について、海外留学、転勤、産休・育休等による勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

(答)

認定審査委員会で個別に審査いたします。したがって、認定申請する際には、中断した理由と中断期間などを記述した説明文書(書式自由)を添付してください。

(問7)

認定申請資格(5)にある「所定の単位(40時間、20単位)」とは、どのように解釈すればよいのでしょうか。

(答)

認定申請の対象となる講習会受講の累積時間を計算して、40時間以上に達すれば認定申請の対象となります。

(問8)

認定申請の対象となる講習会について、どのようなものが該当するのでしょうか。

(答)

厚生労働省、日本病院薬剤師会、各都道府県病院薬剤師会が実施する講習会や日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本精神神経学会、日本神経精神薬理学会、日本臨床精神神経薬理学会、日本生物学的精神医学会、日本病院・地域精神医学会、日本社会精神医学会、日本老年精神医学会が主催する講習会・セミナー等が該当します。

該当性の判断ができない場合には、認定申請書に受講した講習会・セミナー等の情報を記入し、プログラム及び受講証明の写しを添付してください。認定審査委員会で個別に審査いたします。

いずれの講習会においても、プログラム及び受講の証明となるものの添付がない場合に

は、無効といたします。なお、学会参加証（ネームカード）は受講の証明としては認められません。

（問 9）

薬剤管理指導の実績については「50 症例以上」とされているので、できるだけ多くの症例を記載して申請してもよいのでしょうか。また、症例の要約として、どの程度の内容を記載すればよいのでしょうか。

（ 答 ）

薬剤管理指導の実績については、実務経験として50 症例以上を求めているということであって、それ以上の症例があっても申請書には50 症例分のみを厳選して記載してください。また、症例の要約は、下記の点に留意して作成してください。

※ 薬剤管理指導実績の要約作成上の留意点

- ICD-10 により分類された Mental and Behavioural Disorders（精神および行動の障害）に対して行われる薬物療法を対象とし、下記の①～⑦の薬剤による薬物治療に関して、各2 症例以上を記載する。

① 抗精神病薬 ② 抗うつ薬 ③ 気分安定薬（抗てんかん薬としての症例も含む）
④ 抗不安薬 ⑤ 睡眠薬 ⑥ 抗パーキンソン薬 ⑦ 認知症治療薬

- 症例は、略語を使用せず、患者の状態（臨床検査値、バイタルサイン）、投与した薬剤名やその分量、処方提案した根拠となったエビデンスなども含めて、申請者本人の薬剤師としての患者に対する薬学的介入とその成果などが明瞭になるように記載してください。（カルテや入院サマリーの写しのようなものでは不十分です。）

（参考） The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders

F0 症状性を含む器質性精神障害
F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害
F2 統合失調症（精神分裂病）、分裂病型障害および妄想性障害
F3 気分（感情）障害
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F6 成人の人格および行動の障害
F7 精神遅滞
F8 心理的発達の障害
F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害（F90-F98）
および特定不能の精神障害（F99）

(問 10)

薬剤管理指導の実績に係る症例数の考え方として、「1 症例」とは、1 名の患者を指すのでしょうか。

(答)

1 名の患者を 1 症例として数えてください。

(問 11)

当院では、薬剤管理指導料を算定できる入院患者だけでなく外来通院患者に対する服薬指導等を多く実施しております。その内容は入院患者に対する薬剤管理指導と同等レベルに実施しておりますが、薬剤管理指導の実績としての 50 症例に、外来通院患者への管理・指導の実績を含めることは認められるのでしょうか。

(答)

現在実施している外来患者に対する薬学的ケアについて、入院患者に対する薬剤管理指導業務の水準と同等以上であると読みとれる詳細な説明を、薬剤管理指導実績欄に記載し申請することは可能です。この場合、実績としての採否については、認定審査委員会で個別に審査いたします。薬剤管理指導料を算定していない入院患者についても同様の取り扱いとなります。

(問 12)

精神科薬物療法認定薬剤師認定試験に合格しましたが、試験合格の有効期間は決められているのでしょうか。

(答)

精神科薬物療法認定薬剤師認定試験に合格した場合は、試験と同一年度の認定申請及び次年度の認定申請の 2 回にわたり有効ということです。

(問 13)

精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(答)

申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。なお、申請書類は、一定期間保管した後、適切に処理いたします。

(問 14)

精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請後の認定審査料の返納は、可能なのでしょうか。

(答)

認定審査料は審査結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。